

平成28年1月

お客様各位

愛知県中央信用組合

マイナンバー制度に関するお知らせ

平成28年1月からマイナンバー制度が開始されるにあたり、当組合と一定の取引等を行うお客さまに、税務上、当組合へマイナンバーのご提供が必要になる場合があります。

また、マイナンバーを提示していただく際には、本人確認書類の提示などの手続きが必要となります。

なお、マイナンバーは、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられており、ご提供いただいたマイナンバーにつきましては、当組合が定める規定に基づき厳重に管理・保存いたします。

マイナンバー制度の詳細につきましては、内閣官房ホームページをご覧ください。

内閣官房のマイナンバー社会保障・番号制度（外部リンク）

